

奈良県告示第五百八号

奈良県浄化槽工事業者登録簿閲覧規程（昭和六十年九月奈良県告示第三百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

第二条中「奈良県県土マネジメント部技術管理課建設業指導室」を「奈良県県土マネジメント部建設業・契約管理課」に改める。